

## 喫煙可能室設置施設に関するチェックリスト

◆届出前に、ご自分の店舗について、以下の点を確認の上、届出の際に添付してください。

- 1 ご自分の店舗が以下の喫煙可能室の設置要件に該当するか確認した

**<喫煙可能室の設置要件>**

- (1) 2020年4月1日以前から営業している飲食店である  
※届出書に営業許可日を記載してください
- (2) 客席面積が100m<sup>2</sup>以下である      ※店舗の客席面積を記載してください  
( m<sup>2</sup>)
- (3)-1 個人経営である
- (3)-2 法人経営で、資本金又は出資金等の総額が5千万円以下である
- (4) 上記(2)及び(3)-2の要件に該当することを証明する書類を保管している  
『保管書類例』店舗図面等、企業の場合は資本金額・出資総額に係る書類(資本金額や  
出資総額が記載された登記、賃借対照表、決算書、企業パンフレット等)

- 2 ご自分の店舗の喫煙可能室は以下の技術的基準に適合しているか確認した

**<喫煙可能室の技術的基準> 施設の一部を喫煙可能室とする場合**

- (1) 喫煙可能室の外にたばこの煙が流出しないよう、壁・天井等によって区画されている
- (2) 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上である
- (3) たばこの煙が施設の屋外に排気されている

**<喫煙可能室(店)の技術的基準> 施設の全部を喫煙可能室とする場合 ※いずれかにチェック**

- (1)-1 喫煙可能室の外(店外)が屋外である
- (1)-2 喫煙可能室の外(店外)がビル等の屋内の場合、店外にたばこの煙が流出しないよう、壁・天井等によって区画されている

- 3 次の注意事項について確認した

- (1) ①「喫煙可能室(※喫煙室用)」、②「喫煙可能室設置施設(※施設出入口用)」の2つの標識を掲示した  
※店内全部を喫煙可能室とする場合は、②のみ掲示
- (2) 喫煙可能室には、20歳未満の方は立ち入ることができないため、店内の全部を喫煙可能室とした場合は、客・従業員であっても20歳未満の方は入店できなくなる
- (3) 営業について広告や宣伝をするときには、喫煙可能室を設置していることを明示しなければならない

**<従業員(短期雇用等も含む)がいる場合のみ確認>**

- (1) 令和7年4月1日以降は、屋内完全禁煙又は喫煙専用室設置の対策を行わなければならない

- 4 届出書は、記入漏れがないか確認した(届出書及びチェックリスト)

年　　月　　日

施設名称(店名)	
所在地	